

危機管理連絡会議

日 時：平成27年6月4日（木）15時30分から

場 所：県庁4階 405会議室

協議事項

- (1) 標的型メールへの対応について
- (2) 中東呼吸器症候群（MERS）について

【注意喚起】日本年金機構の個人情報流出について

日本年金機構は、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、機構が保有している個人情報の一部が外部に流出したと発表しました。

原因は、電子メールのウイルスが入った添付ファイルを開封したことにより、不正アクセスが行われ、情報が流出したことによるとのことです。

各所属におかれましては、不審なメールが届いた場合は、絶対開封せず、情報システム課ネットワーク担当に直ちに連絡してください。

(標的型攻撃メールの対策)

- 1 件名や内容が不審なメールについては、開封しない。
(開封する際は、送信者に対してメール送信の事実があるかを確認する。)
- 2 不自然なメールが着信したときは、たとえ興味のある件名であっても、直ちに開封はしない。
- 3 標的型メールが着信した場合は、システム管理者に対して着信の事実を通知し、組織内へ注意喚起を依頼する。

情報システム課 情報・業務改革担当 088-621-3266
ネットワーク担当 088-621-2145

[各市町村情報セキュリティ担当者あて]

【重要】日本年金機構における個人情報流出事案を受けた職員への注意喚起について

このたび、日本年金機構において、外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、個人情報流出事案が発生しました。

各市町村におかれましては、日頃から職員の皆様に対し、個人情報の取扱いや情報セキュリティ対策等の重要性について周知されていることとは存じますが、なお一層の注意喚起について御配慮ください。

なお、県では次のとおり職員に対して本日、注意喚起を行いました。

○県の職員に対する注意喚起文

日本年金機構は、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、機構が保有している個人情報の一部が外部に流出したと発表しました。

原因は、電子メールのウイルスが入った添付ファイルを開封したことにより、不正アクセスが行われ、情報が流出したことによるとのことです。

各所属におかれましては、不審なメールが届いた場合は、絶対開封せず、情報システム課ネットワーク担当に直ちに連絡してください。

(標的型攻撃メールの対策)

- 1 件名や内容が不審なメールについては、開封しない。
(開封する際は、送信者に対してメール送信の事実があるかを確認する。)
- 2 不自然なメールが着信したときは、たとえ興味のある件名であっても、直ちに開封はしない。
- 3 標的型メールが着信した場合は、システム管理者に対して着信の事実を通知し、組織内へ注意喚起を依頼する。

徳島県政策創造部 地方創生局 地域振興課
情報企画担当

TEL 088-621-2723

FAX 088-621-2829

中東呼吸器症候群（MERS）について

2012（H24）年にサウジアラビアで初めて同定された新規のコロナウイルスによって起こるウイルス性呼吸器疾患

症 状

- ・発熱、咳、息切れ（呼吸困難）
- ・肺炎は一般的な症状であるが、必ず起こる症状ではない
- ・下痢などの消化器症状も報告されている
- ・重症の場合、人工呼吸器や集中治療室での治療を必要とする呼吸不全を起こすことがある
- ・報告されたMERS患者の致死率は約36%
- ・高齢者、免疫力が弱い人、癌、慢性肺疾患、糖尿病といった慢性疾患がある人に、より重篤な病態を起こしている

ウイルスの起源

- ・マーズコロナウイルスは、動物からヒトへ感染する人畜共通感染性ウイルス
- ・ウイルスの起源は十分には解っていないが、起源はコウモリにあり、遠い過去のある時にラクダに感染したと考えられている

感染経路

（「ヒト以外」と「ヒト」との感染）

- ・動物からヒトへの感染経路は十分には解っていないが、ラクダがマーズコロナウイルスの主要な保有宿主で、ヒトへのMERS感染の動物感染源となっている可能性がある

（「ヒト」から「ヒト」への感染）

- ・感染者に防護対策をとらずに治療に当たるような患者との濃厚接触がなければ、ウイルスはヒトからヒトへ簡単に感染するとはみられていない
- ・ヒトーヒト感染する可能性が高いと思われる、特に感染の予防や制御の対策が十分でない医療施設で、患者が集団発生している
- ・これまでのところ、持続的な地域社会での感染流行は報告されていない

予防と治療

- ・ワクチンや特別な治療法はなく、患者の臨床的状态に基づく指示療法
- ・一般的な予防対策として、ラクダやその他の動物がいる農場、市場、家畜小屋等に立ち寄る人は、動物との接触の前後では規則正しい手洗いを含む一般的な衛生対策を実行し、病気の動物との接触は避けるべき

旅行等

- ・WHOは、マーズコロナウイルスに関する渡航や貿易の制限の摘要は勧めていない

中東に渡航する方へ <中東呼吸器症候群に関する注意>

中東呼吸器症候群(MERS; マーズ)は、2012年に初めて報告された新種のコロナウイルス(MERS-CoV)による感染症です。中東を中心に患者の発生が報告されています。この地域に渡航される方は以下のことに注意してください。

渡航前に注意すること

- 糖尿病、腎不全、慢性肺疾患、免疫不全などの持病(基礎疾患)がある方は、一般の人よりも感染しやすいと考えられています。
- ラクダはウイルス(MERS-CoV)をもつ中間宿主であることが分かっています。ラクダと接触する機会がある旅行行程については、よく検討しておきましょう。

渡航中に注意すること

★ 海外でも普段からの基本的な衛生対策を続けましょう。確実に避けられる対処を怠り感染することは自分の責任です。そのために下記の点に注意してください。

- 旅行の基本として、加熱していない肉や不衛生な環境で用意された食品の摂取を避けること。
- 果実や野菜は料理する前に清潔な水で洗うなどの食品衛生対策を行うこと。
- 農場の動物、家きん、野生動物に不用意に触らないこと。

ラクダは威嚇行動でツバを吐くことがあります。ラクダの周辺に近寄ったときには、石けんと水で手をしっかり洗うことが必要です。水がないときには消毒用ジェルの利用も考えることです。

ラクダとの接触や未殺菌のラクダ乳の摂取は自ら危険に近づくようなものです。

★ 咳、発熱などの症状が現れた場合には、以下の点に注意してください。

- ウイルス(MERS-CoV)との接触の可能性があります。日常生活に支障が出る程度の症状が現れたら、直ちに医療機関への受診を考えること。

早めの治療が極めて重要です。

- 他人への感染を避けるために、症状が現れたときの他人との接触は最低限すること。

マスクは最低限のマナーです。咳やくしゃみをする時にも、可能な限り口と鼻を覆う対策を取り、唾液や痰が付着した物品、衣類などはできるだけ他人に触れさせないようにする心がけが大切です。

渡航後に注意すること

- 発生地域から到着された方で、入国時に発熱、咳などの症状がある場合には、検疫所にご相談ください。健康監視の指示を受けたときには、毎日の体温の定期報告をしてください。また、症状が現れた場合には、検疫所に連絡を入れて指示を受けてください。健康監視以外の方は、帰国してから2週間以内に、発熱、咳などの

症状が現れた場合には、最寄りの医療機関に事前に連絡を入れた上で受診してください。受診時には必ず渡航先を伝えてください。

※リスクアセスメントに関する情報は、こちらをご覧ください。

◆最新ニュース

中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-CoV)について (ファクトシート)(2015年6月1日)

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2015/06011433.html>

※患者数などの情報は、こちらをご覧ください。

◆新着情報

中東呼吸器症候群(MERS)の発生状況 (更新27)(2015年6月2日)

<http://www.forth.go.jp/topics/2015/06020950.html>

参考

国立感染症研究所

MERS(マーズ)コロナウイルス(MERS-CoV)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html>

厚生労働省

中東呼吸器症候群(MERS)について

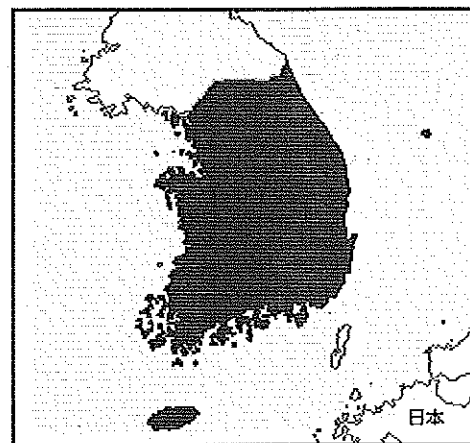
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

2015年2月2日掲載 2015年6月2日更新

韓国で中東呼吸器症候群(MERS) が発生しています！

〈韓国における患者等の発生状況〉

2015年5月20日、韓国において初のMERS患者が確認されました。その後、医療機関において二次感染者が発生するなど、多数のMERS患者や死亡例が発生しています。



MERSは、

感染してから2～14日後に、発熱や呼吸器症状(せき、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。特別な治療方法やワクチンはありません。

韓国から帰国・入国された方へ

発熱やせきなどの呼吸器症状がある方やMERSが疑われる患者と接触した可能性がある方※は、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。

※ (1) MERSが疑われる患者を診察、看護、介護。

(2) MERSが疑われる患者と同居(患者が入院する病室や病棟に滞在。)

(3) MERSが疑われる患者の体液等の汚染物質に直接接触れる。

